

デジタル手続法（デジタル行政推進法関係）に基づく  
政省令及び情報システム整備計画の策定について



令和元年7月5日  
内閣官房IT総合戦略室

# デジタル手続法（デジタル行政推進法関係）の施行について

- 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」  
（令和元年6月14日閣議決定）

## III. 我が国社会全体を通じたデジタル・ガバメント

### 1 デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革

#### （1）デジタル手続法に基づく情報システム整備計画の作成等

「行政手続のオンライン化や添付書面等の撤廃等を実現するため、**デジタル手続法の政省令及び同法に基づく情報システム整備計画を、年内を目途に作成する。**」

- 本年5月31日に公布されたデジタル手続法のうち、デジタル行政推進法（改正後の行政手続オンライン化法）に関する部分については、関連する政省令の規定整備を行い、**本年内に施行**
- 同法に基づく情報システム整備計画※についても、法施行後、**本年内に策定**

※情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システムの整備に関する計画

# デジタル手続法※（令和元年5月31日公布）の概要

※行政手続オンライン化法、住民基本台帳法、公的個人認証法、マイナンバー法等を改正

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、**行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項等**を定める。

## ○行政手続オンライン化法の改正 ※法律の題名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法）」に変更

### 情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

- ① **デジタルファースト**：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ② **ワンスオンリー**：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③ **コネクテッド・ワンストップ**：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

### 行政手続の原則オンライン化等のために必要な事項

#### 行政手続における情報通信技術の活用

##### 1 行政手続のオンライン原則

- 行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- **本人確認**や**手数料納付もオンラインで実施**（電子署名等、電子納付）

- 国の行政機関等に該当する独法等（政令）
- 適用除外手続（政令）
- オンライン手続の細則（各府省主務省令）

##### 2 添付書類の撤廃

- **添付書類の省略の対象等**（政令）
- **行政機関間の情報連携**等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、**添付を不要とする規定を整備**（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

#### 3 デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**情報システム整備計画**、データの標準化、API（外部連携機能）の整備、**情報システムの共用化**

#### デジタル・デバイドの是正

- 情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

#### 民間手続における情報通信技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、**オンライン化を可能とする法制上の措置を実施**

## 概要

行政手続オンライン化法の改正に伴い、(a)行政手続オンライン化法施行令の改正、(b)関係政令の規定整備及び(C)各府省主務省令の規定整備を年内に実施

## 主な改正事項

### (a)行政手続オンライン化法施行令の改正

#### ア)「国の行政機関等」に分類される独法等の指定（デジタル行政推進法第3条第3号ロ関係）

⇒ 情報システム整備計画の対象となる「国の行政機関等」に分類される独等を特定し、政令に規定  
国民生活に大きな影響を与える手続を行っており、かつ手続の年間利用件数が多い法人を特定することを想定

#### イ) 適用除外（性質上オンライン不可）の対象手続の指定（同法第10条第1号関係）

⇒ 性質上オンライン等により行うことが適当でない手続等を特定し、政令に規定  
ただし、対象手続は可能な限りゼロに近づけることとする方針（参考）現行の行政手続オンライン化法における適用除外手続：約230手続

#### ウ) 添付書類の省略の対象と代替措置の指定（同法第11条関係）

⇒ 添付書類の省略の対象と代替措置（例えば行政機関等の情報連携等）について政令に規定

（参考）情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法）

第三条第三号 国の行政機関等 次に掲げるものをいう。

ロ 前号ニ及びヘからチまでに掲げる者（注：独立行政法人、特殊法人等）のうちその者に係る手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化のために当該手続等における情報通信技術の利用の確保が必要なものとして政令で定めるもの

第十条 次に掲げる手続等については、この節の規定は、適用しない。

一 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を（…）情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして政令で定めるもの

第十一条 （…）住民票の写し、登記事項証明書その他の政令で定める書面等（…）については（…）当該書面等の区分に応じ政令で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用し、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

### (b)関係政令の規定整備

- 行政手続オンライン化法の改正に伴う政令の規定整備

### (c)各府省主務省令の規定整備

- 行政手続オンライン化法の改正に伴う各府省主務省令の規定整備

## 概要

デジタル行政推進法に基づき、国の行政機関等が整備する行政手続等に関する情報システムを対象として、「情報システム整備計画」を現行のデジタル・ガバメント実行計画と一体的なもの（新デジタル・ガバメント実行計画（仮称））として年内に閣議決定

## 主な内容

- 計画期間（2019年末～2025年度末）
- 情報システムの整備に関する基本的な方針（サービス設計12箇条に基づき利用者視点で利用件数の多いものから実施、費用対効果の精査等）
- 国の行政手続のデジタル化だけでなく、地方公共団体の行政手続のデジタル化、民・民手続のデジタル化のフォローアップ、引越し、死亡・相続等のワンストップサービスの推進等についても記載する。

### 1. 行政手続のオンライン化に係る国のシステム整備

#### ①国の行政手続の原則オンライン化

国に対する申請等及び国が行う申請等に対する処分通知等については、性質上オンライン不可又は費用対効果が見合わない手続を除き原則オンライン化。添付書類も含め、手続の全てをオンラインで実施

#### ②地方の手続のオンライン化に必要な情報システムの国による統一的な構築

地方公共団体が受け付ける手続についても、可能な限り地方公共団体の負担にならないよう、地方公共団体が利用できる情報システムを国が統一的に構築

#### ③本人確認のオンライン化

「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」に基づき本人確認手法をオンライン化

#### ④手数料納付のオンライン化

手数料納付のオンライン化、オンライン化による行政事務コスト低減を踏まえた手数料の減額等の検討

### 2. 添付書類の省略に係る国のシステム整備

行政機関間の情報連携等により、添付書類を省略

#### ①情報連携の仕組みの構築（情報提供側府省）

#### ②各手続における情報連携の仕組みの活用（手続所管（情報受領側）府省）

### 3. 既にオンライン化されている手続の利便性の向上に係る国のシステム整備

既にオンライン化されている手続についても、利用者視点に基づいた現状の把握と分析を行い、オンライン申請の利便性向上を推進

### 4. 情報システムの整備時に講ずべき主な施策等

#### a. 業務改革（BPR）

行政サービス全体のプロセスの可視化、行政手続の利便性向上等（行政手続の統廃合、申請項目の削減、申請書様式の標準化、添付書類の不要化、申請内容の形式チェック機能等）

#### b. 行政機関等による情報システムの共用の推進

既存のオンラインシステムの活用及び見直し、クラウドサービスの活用等

#### c. データの標準化・APIの整備

各種ガイドラインに沿ったデータの標準化、APIの整備及び分かりやすい仕様の提供等

#### d. 情報セキュリティ対策・個人情報保護等

業務・システムのセキュリティ対策、個人情報の保護、業務継続の確保等

#### e. 費用対効果の精査

利用者側の効果、行政機関側の効果、業務改革（BPR）による効果等を含めた投資対効果の精査

#### f. デジタル・デバイドの是正

アドバイザーによるオンライン申請の支援、誰でも容易に操作できる申請画面、外国語対応等

#### h. 広報

国民や企業に対する丁寧かつ分かりやすい広報

#### i. KPI

利用者の負担軽減及び行政運営の効率化並びにオンライン利用率等のKPIを設定

#### j. フォローアップ

取組状況を毎年フォローアップ

# 今後のスケジュール

